

鳥取県告示第 30 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目168	平成18年9月15日
水口歯科クリニック	鳥取市千代水四丁目18	平成18年9月28日
鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	平成18年10月1日
たかすりウマチ・整形外科クリニック	鳥取市叶288-1	平成18年10月24日
山本内科呼吸器科クリニック	鳥取市桜谷367-1	平成18年10月30日
もりしたクリニック	倉吉市清谷町一丁目215	平成18年11月1日
あおぞら薬局	鳥取市桜谷367-2	平成18年10月30日
田中薬局清谷店	倉吉市清谷町一丁目215	平成18年11月1日
武本薬局宮川店	倉吉市宮川町174-15	〃